

英国における高齢者ケアの費用負担問題**—2014年介護法の考察を通じた日英の介護財政研究—**

○ 京都女子大学 正野 良幸 (6206)

キーワード3つ：2014年介護法、費用負担、資産調査

1. 研究目的

日本では少子高齢化が進み、高齢者介護における供給不足の問題が深刻化している。例えば、家族が支えきれない高齢者の介護の場の不足、サービスの質の格差、福祉の人材不足、介護離職などは社会問題化している。一方、英国においても高齢化は進んでおり、介護サービスの供給は需要に追いついていない。サッチャー政権期に市場原理が導入されて以降、地方自治体はサービス供給の役割から後退し、民間セクターからサービスを購入する準市場の形態をとっている。第三者機関が質の管理を監査しているものの、虐待ケースや質の劣悪化がレポートされている。国民世論の要望を受けて、政府は高齢者ケアに関する法律「2014年介護法（Care Act 2014）」をまとめあげ、2014年5月に法制化した。本報告では、「2014年介護法」における要点を検討し、曲がり角にきた英国高齢者ケアの現状と課題を考察する。

2. 研究の視点および方法

英国では近年、高齢者ケアの質が問題視されており、ケアの在り方が質量ともに不十分であるとの認識が高まってきている。利用者がケアホームなどの介護施設へ入所する場合、施設入所の費用は公的支援を受ける者と自己負担の者とに分かれている。地方自治体が補助する場合、申請者はミーンズテスト（means test：資産調査）を受けることになっている。一定の基準を超える者には自宅を売却して、その費用を支払う義務が課せられている。

費用負担はさらなる広がりを見せている。それはダイレクト・ペイメント（direct payments）である。ソーシャルケアのサービスを利用する場合、地方自治体は特別な財務支援の枠組みを設定している。これがパーソナル・バジェット（personal budgets：個別予算）で、現金の直接支払方式を使用している。しかし、高齢者ケアでは、ニーズの変化とダイレクト・ペイメントの判定審査のペースがかみあわず、問題点がこれまで指摘されてきた。

「2014年介護法」は包括的な影響をもつものであるが、今回の報告では、費用負担に議論をしばり、国、地方自治体、利用者がケアのコストをどのように分配するのかという論点を整理し、日本の議論につなぎたいと考える。なお、研究方法については、文献サーベイとあわせて、2014年8月下旬に行った英国高齢者ケアの研究者と実務家を対象にしたヒアリング調査に基づいている。

3. 倫理的配慮

ヒアリング調査における内容では、学会または論文等に使用する承諾を得ている。調査で得た個人情報では、個人や地域が特定されないようにアルファベットを用いて記載する。また、介護財政や費用負担の議論を取り上げるため、経済的観点からプライバシーの保護に努めて発表を行う。

4. 研究結果

英国では、要介護者が介護施設へ入所する場合、利用者の資産が1万4,250ポンド（約257万円：1ポンド180円計算、2015年5月現在）以上ある場合は費用徴収が行われ、2万3,250ポンド（約419万円）以上の資産を有する場合は全額自己負担となっている。また、持ち家がある場合には自宅を売却して、介護費用を支払うことになっている。ただし、このように介護費用を支払うことには国民から抵抗感が生じている。

そのため、保守党-自民党の連立政権（総選挙前の時点）は、高齢者介護政策の見直しを行った。その結果、施設入所する時に支払う費用が全額自己負担となる保有資産の水準を、10万ポンド（1,800万円）までに引き上げられた。また、自宅を売却していた方法が、入居してから12週間は利用者の資産を考慮しないことに変更された。つまり、利用者は自分達のケアやサポートに対する費用を「後払い」にして支払うことが可能となった。

「2014年介護法」では、パーソナル・バジェット（以下PB）に関する改善点も明記されている。利用者にとって、自分達に与えられるPBの金額はどの程度であり、どのようなプロセスを通じて決定されたかを知ることは重要なことである。ダイレクト・ペイメントを受けている利用者は、これまで適正な支出がされていなかった問題が挙げられていたことから、監視目的として定期的なレビューを受ける必要があるとされている。障がい者の所得保障として、PBは脚光を浴びてきたが、今回は高齢者のPBとの比較も行いたい。事例紹介として、ロンドンのA区をとりあげ、その状況を分析してみたい。

5. 考察

日本では、2000年の介護保険制度が開始されて以降、英国と同じように民間サービスが増加した。施設利用者の補足給付では、一定の資産を有する者は負担増となっている。今後、高まる利用者の負担責任を明確にするために、英国の「2014年介護法」を分析する意義はきわめて大きい。

英国では、施設入所時の資産調査による自宅売却が緩和される一方、ダイレクト・ペイメントの監視が強まっている。今後の日本の介護政策を考えていく上で、重要な示唆を提供したいと考える。